



平成 18 年 8 月 24 日

各 位

株式会社ブロードバンドタワー
代表取締役社長 大和田 廣樹
(大証ヘラクレス コード番号：3776)
(連絡先) 取締役経営企画室室長 佐藤康夫
03-5573-8181 (代)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 18 年 8 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについての承認を求める議案を平成 18 年 9 月 22 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の使用人並びに当社子会社（第 8 回定時株主総会までに設立する子会社を含む。）の取締役及び使用人に対し、当社の連結業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割当ててまいります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
(2) 新株予約権の目的である株式の数	400 株を総株数の上限とする。 なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が新株予約権の時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。

	$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>調整前行使価額は、(5)記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味する。</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3) 発行する新株予約権の総数	<p>400個を上限とする。</p> <p>新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式1株とする。但し、上記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、上記(2)と同様の調整を行うものとする。</p>
(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭	<p>新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。</p>
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。1株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価額とする。</p> <p>なお、新株予約権を発行した日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が本新株予約権の時価を下回る価額で新株を発行し又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p>
(6) 新株予約権を行使す	<p>平成20年9月23日から平成29年9月22日までの期間で取締役会において定め</p>

ることができる期間	る期間とする。
(7) 新株予約権の行使条件	<p>1. 新株予約権者が、自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。</p> <p>2. 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>3. 2. の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(ア) 当社又は当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合</p> <p>(イ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合</p> <p>(ウ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合</p> <p>(エ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合又は業務上の疾病により解雇された場合</p> <p>4. 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。尚、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>5. その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
(8) 新株予約権の取得事由及び条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額（調整を行う場合は、調整後の行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて取得することができる。</p> <p>3. 当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>4. その他の取得事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
(9) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
(10) その他の内容	新株予約権に関するその他の内容については、別途開催される取締役会において決定する。